

申請前準備（申請1年前から）

申請時、1年間の実績報告が必要なものがあります

地域連携薬局 認定基準



項目3、5、13、14、15は申請前1年間の実績報告が必要になります。
事前に準備を行ってください。

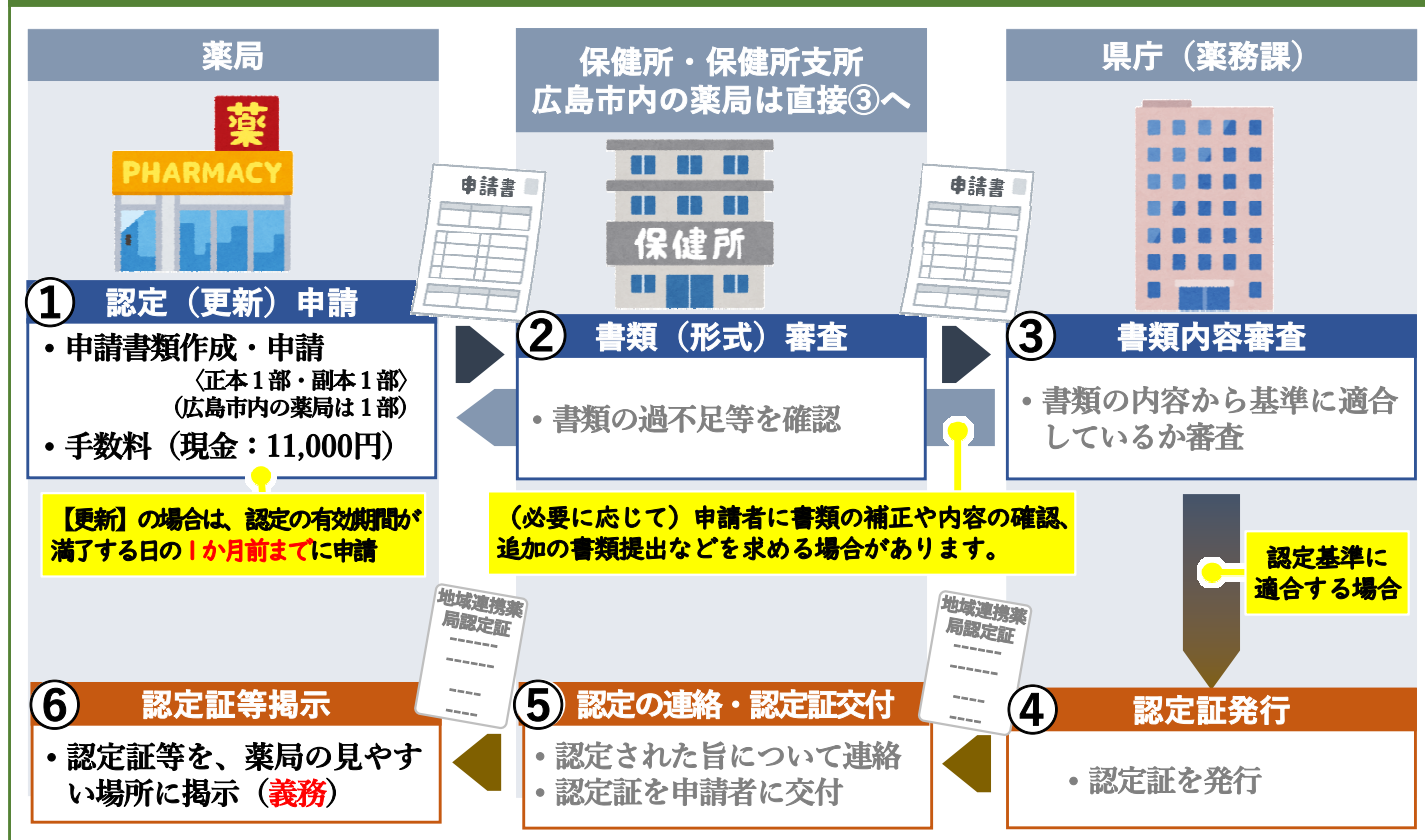
※開設して一年に満たない薬局においては、開設から認定の申請までの期間

項目1	P7	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備	詳細は、3 申請に必要な書類 ②地域連携薬局認定基準適合表の 各項目を確認してください。
2	P8	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備	
3	P9	地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加 会議例：市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議 退院時カンファレンス	
4	PI1	地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制	
5	PI3	4の実績（月平均30回以上） 報告及び連絡：入院時、外来受診時、退院時、在宅訪問時に医療機関との 情報共有 ※全ての機会において実施することが望ましいです。	
6	PI7	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制	
7	PI8	開店時間外の相談に対応する体制	
8	PI9	休日及び夜間の調剤応需体制	
9	P21	在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制	
10	P23	麻薬の調剤応需体制（麻薬小売業者免許取得）	
11	P24	無菌製剤処理を実施できる体制	
12	P28	医療安全対策	
13	P29	継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して1 年以上常勤として勤務していること。 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステム に関する研修を終了した者であること。 地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講 研修：健康サポート薬局に係る研修実施要綱に基づき研修実施機関が実施した 健康サポート薬局に係る研修	
14	P33	地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報提供 提供する情報：新薬の情報や同一薬効群の医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴 等の医薬品の適正使用に関する情報	
15	P35	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績 （月平均2回以上） 居宅等（居宅、特別養護老人ホーム等）を訪問して指導等を行った回数	
16	P36	医療機器及び衛生材料を提供するための体制 （高度管理医療機器等販売業許可の取得）	

2 申請（新規・更新）

申請から認定へのながれ

要する時間：約1か月



薬局所在地を管轄している県保健所（広島市内の薬局は県庁（薬務課）に、認定（認定更新）申請書・添付書類を提出し、手数料（現金11,000円）を納付します。

①

申請先

県ホームページ「地域連携薬局関連の申請・届出をするとき（1相談・受付窓口）」をご覧ください。

！保健所設置市（広島市、福山市、呉市）では申請・相談等を受け付けていませんのでご注意ください。

保健所で審査（書類の過不足等を確認）し、県庁（薬務課）に送付します。

②

- ・申請の際は、可能な限り事前に保健所までご連絡ください。
- ・書類の確認に時間を要しますので、余裕を持って来所してください（一旦書類をお預かりして確認する場合があります）。
- ・窓口等で、申請者（来所者）に対して、書類内容について詳細な説明や補足説明を求める場合があります。
- ・書類の不足や記載不備があるときなど、直ちに申請していただけない場合（追加で書類の作成・提出等の対応を指示することなど）があります。

③

申請書類の内容や窓口で保健所が聞き取った内容（②）等を踏まえ、申請のあった薬局が認定基準に適合しているかどうかを審査します。

！申請後に、申請者に対して改めて書類内容を確認したり、追加で書類提出等を求めたりする場合があります。

④

審査の結果、認定基準に適合している場合は、県庁（薬務課）が認定証を発行し、申請を受け付けた保健所に送付します（広島市内の薬局は県庁（薬務課）が申請者に送付）。

⑤

保健所から申請者に、認定された旨を連絡し、認定証を交付します。

義務

薬局内の見やすい場所に認定証を掲示します。

⑥

また、薬局内と外側の見やすい場所に次の事項を掲示します。

- ・地域連携薬局である旨
- ・地域連携薬局の機能に係る説明

3 申請に必要な書類（新規・更新）

申請に必要な書類（一覧）

申請書

必要な書類

|

新規

地域連携薬局認定申請書

更新

地域連携薬局認定更新申請書

添付書類

2

地域連携薬局認定基準適合表

正本1部・副本1部

！（計2部）提出が必要です。

（広島市内の薬局は1部）

※いずれも返却しません。

以下の書類が必要（適合表に添付）

- | | |
|------|--|
| (1) | 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備に関する書類 |
| (2) | 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備に関する書類 |
| (3) | 地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制に関する資料 |
| (4) | 他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制に関する書類 |
| (5) | 開店時間外に相談できる連絡先や注意事項等の周知方法に関する書類 |
| (6) | 休日及び夜間の地域の調剤応需体制が分かる書類 |
| (7) | 在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制に関する書類 |
| (8) | 麻薬の調剤応需体制（麻薬小売業者免許証の写し） |
| (9) | 無菌製剤処理を実施できる体制に関する書類 |
| (10) | <ul style="list-style-type: none"> 継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師に関する書類 地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講に関する書類 |
| (11) | 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報提供に関する書類 |
| (12) | 医療機器及び衛生材料を提供するための体制
（高度管理医療機器等販売業許可証の写し） |

更新時に必要

- (13) 認定証〈正本に原本、副本に写し1部〉（広島市内の薬局は原本のみ）

申請者（法人の場合は薬事に関する業務に責任を有する役員）が、法第5条第3号へ（精神の機能の障害により地域連携薬局開設者の業務を適切に行うにあたっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）に該当する場合に必要

(14)

（その者の）診断書【概ね3か月以内のもの】

※精神機能の障がい程度・内容により、認定された業務を行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを、専門家の意見を聞いて判断するので、具体的に記載されたものを提出してください。

地域連携薬局認定申請書

新規

記載例

手数料名	No.1837 地域連携薬局認定申請手数料			
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額	申請書提出先
22251	700	6351	¥11,000	1 申請窓口 へ提出 2 収納窓口 で受取
				
2 0 2 0 6 3 5 1 1 0 1 6 1 1				

薬局開設許可証に記載のとおり記入する。
「年月日」には薬局開設許可の有効期間開始日を記入する。

地域連携薬局認定申請書

許可番号及び年月日	□□□第○○○号	○○年○月○日	
薬局の名称	□□薬局		
薬局の所在地	〒○○○-○○○ □□市□□町○丁目○-○		
利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要	別紙のとおり		
利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要	別紙のとおり		
地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要	別紙のとおり		
居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要	別紙のとおり		
(法人にあつては) 薬事に関する業務に責任を有する役員の名	□□ □□、□□ □□、□□ □□		
申請者(法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む)の欠格事由	(1) 法第75条を經年を経	[1] 該当がない場合：次のとおり記入する。 ●【法人(複数)】「全員なし」、【法人(1人)】「なし」 ●【個人】「なし」	(全員) なし
	(2) 法第75条から3年	[2] 該当がある場合：次の事項を記入する。 ●【法人】その者についてのみ氏名と以下の事項を記載し、「他の者はなし」と付記する。 ●【個人】以下の事項を記載する。 ➢ (1)、(2)、(3)欄 → その理由・年月日 ➢ (4)欄 → その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日 ➢ (5)欄 → その違反の事実・違反した年月日 ➢ (7)欄に該当するおそれがある者 → 同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る 医師の診断書を添付する。	(全員) なし
	(3) 法第75条に於て		(全員) なし
	(4) 禁錮以上の罰を		(全員) なし
	(5) 禁錮以上の罰を		(全員) なし
	(6) 麻薬、		(全員) なし
	(7) 精神の		(全員) なし
	(8) 薬局開		(全員) なし
備考	担当者：□□ □□ (電話番号：XXX-XXXX-XXXX) 薬局電話番号：XXX-XXX-XXXX		

上記により、地域連携薬局の認定を申請します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請日を記入する。

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) □□県□□市□□町○丁目○-○

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 株式会社□□□□
代表取締役 □□ □□

押印は不要です。

広島県知事 様

更新

記載例

手数料名	No.1838 地域連携薬局認定更新申請手数料			
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額	申請書提出先
22251	700	6351	¥11,000	1 申請窓口 へ提出
				2
				2 0 2 0 6 3 5 1 1 0 2 6 2 5

薬局開設許可証・地域連携薬局認定証に記載のとおりに記入する。
「年月日」は、薬局開設許可・地域連携薬局認定の有効期間開始日を記入する。

地域連携薬局認定更新申請書

許可番号及び年月日	□□□第○○○号	○○年○月○日	(薬局開設許可)
認定番号及び年月日	地域連第○○号	○○年○月○日	(地域連携薬局)
薬局の名称	□□薬局		
薬局の所在地	〒○○○-○○○ □□市□□町○丁目○-○		
利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要	別紙のとおり		
利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要	別紙のとおり		
地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要	別紙のとおり		
居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要	別紙のとおり		

※ 新規 を参照

変更内容	事項	変更前	変更後
例1 認定薬局開設者氏名		株式会社■■■■■	株式会社□□□□□
例2 薬局名称		□□薬局	■■薬局

(法人にあつては) 薬事に関する業務に責任を有する役員の名

※ 新規 を参照

業務申請者(法人にあつては、薬事に関する役員を含む)の欠格事由	事項	該当する者	備考
(1) 法第75条第3号を過すこと	※次に該当する場合に記載する。		(全員) なし
(2) 法第75条第3号から3年以内を過すこと	[1] 認定薬局開設者の氏名(認定薬局開設者が法人のときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の名を含む。)・住所に変更のあった日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合		(全員) なし
(3) 法第75条第3号の禁錮以上の刑に処せられたこと	(例1-1) 認定薬局開設者氏名 株式会社□□□□□ → 株式会社■■■■■		(全員) なし
(4) 禁錮以上の刑に処せられたことがなく、法、麻薬及関係する法令その違反行為	(例1-2) 責任役員の名 □□□□、□□□□ → ■■■■、■■■■		(全員) なし
(5) 法、麻薬及関係する法令その違反行為	[2] 薬局名称についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合		(全員) なし
(6) 麻薬、大麻	(例2) 薬局名称 □□薬局 → ■■薬局		(全員) なし
(7) 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者			(全員) なし
(8) 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者			(全員) なし

備考 担当者：□□ □□ (電話番号：XXX-XXXX-XXXX)
薬局電話番号：XXX-XXX-XXXX

※「備考欄」について
住居表示に変更があった場合はその旨を、繰上げ更新を希望する場合は「繰上げ更新希望」と記載する。

上記により、地域連携薬局の認定の更新を申請します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請日を記入する。

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) □□県□□市□□町○丁目○-○

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 株式会社□□□□□
代表取締役 □□ □□

押印は不要です。

広島県知事 様

2 地域連携薬局認定基準適合表

別紙様式14-1 (項目1~16)

別紙様式14-1

地域連携薬局 認定基準適合表

記載例 (一部)

実績の対象期間：20XX年X月～20XX年X月

記載要領

- 実績の対象期間は、認定（更新）申請の前月までの1年間とする。
(例) 令和4(2022)年9月申請
期間：2021年9月～2022年8月
- 実績以外は申請時時点の状況を記載する。

1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備 ・ 利用者が座って情報の提供及び薬学的指導を受けることができる設備 ・ 相談の内容が漏えいしないよう配慮し	
2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備 (第1項第2号) ※該当する項目をチェックすること <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 <input checked="" type="checkbox"/> 段差のない入口を設置している。 <input type="checkbox"/> 車いすでも来局できる構造である。 <input checked="" type="checkbox"/> その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 具体的な構造 (■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■)	別紙(2)のとおり ・ 対応する各添付書類の番号を記入する。
3	地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加 (第2項第1号) ※過去1年間に参加した会議をチェックすること <input checked="" type="checkbox"/> 市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議 (主催者：■■市地域包括支援センター□□) <input type="checkbox"/> 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議 <input checked="" type="checkbox"/> 退院時カンファレンス (医療機関の名称：■■病院, □□病院) <input type="checkbox"/> その他の会議 (具体的な会議の名称：_____, _____)	
4	地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制 (第2項第2号) 主な連携先の医療機関 名称①：■■病院 所在地①：福山市□□町□丁目〇-〇 名称②：■■病院 所在地②：府中市□□町□丁目〇-〇	
5	上記の報告及び連絡した実績 (第2項第3号) 年間 (XXX) 回 (月平均 (XX) 回) うち、入院時 (XX) 回、外来受診時 (XX) 回、 退院時 (XX) 回、在宅訪問時 (XX) 回	別紙(3-1, 3-2)のとおり
6	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制 (第2項第4号) 利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を 示した手順書等の写し (該当部分) を添付	別紙(4)のとおり
7	開店時間外の相談に対応する体制 (第3項第1号) 開店時間 平日 XX:XX ~ XX:XX 土曜 XX:XX ~ XX:XX 日祝日 XX:XX ~ XX:XX 相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 ※該当する項目をチェックすること <input checked="" type="checkbox"/> 文書により交付 <input checked="" type="checkbox"/> 薬袋に記入	別紙(5-1, 5-2)のとおり

適合表

利用者の服薬指導の際に配慮した構造設備

項目 1

規則第10条の2 第1項第1号

1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（第1項第1号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる設備 ・ 相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備 	記載例 別紙（1）のとおり
---	--	------------------

記載要領

- ・ 構造がわかる図面、写真等を添付する。なお、配慮の内容がわかるよう、必要に応じてその旨を記載する（記述したものを添付する）。

添付書類

適合表と対応するように、添付書類に「別紙（●）」と付記する

(1) 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備に関する書類

(例)

(薬局図面)

別紙（1）

- ・ 待合室とカウンターの距離を十分に確保しています（●m）。
- ・ 薬局内では常時、テレビを放映し、相談内容を他の利用者が聞き取りにくい環境づくりをしています。
- ・ ……

(写真) パーティション、イス

基準等

規則（第10条の2 第1項第1号）

法第6条の2 第1項第1号に規定する利用者（別表第一を除き、以下単に「利用者」という。）が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。

記載要領

- やむを得ない場合には、必ずしもあらかじめ椅子を備え付けておく必要はないが、利用者が座って相談を受けられることが可能であることについて、利用者が容易に認識できるように、利用者への必要な声かけや見やすい場所にその旨掲示する等といった配慮が必要であること。
- 単にパーティションを設置すればよいというのではなく、
 - ✓ 相談できるスペースを十分確保する
 - ✓ 他の利用者の待合場所とカウンターの距離を離す
 - ✓ 他の利用者の目線や動線に配慮した配置にする
 - ✓ 情報提供や服薬指導の内容等が他の利用者に聞き取られないよう配慮する など、
 薬局全体において、どのような設備や広さであれば、利用者が安心して相談でき、薬剤師がより丁寧に服薬指導等を実施できるかを考慮した上で設備を検討すること。

！ パーティション設置等（構造設備での配慮）以外に、ソフト面で配慮していることについて、配慮した構造設備に関する書類に付記するなどして説明してください。

国通知

- 実際に情報提供や服薬指導等を行う薬剤師の態度や声の大きさ等によっては、利用者が安心して相談できない、他の利用者に内容が聞こえてしまうといった可能性もあるため、本号の規定に基づき設備を整備するとともに、薬剤師の対応方法についても薬局内で周知し、利用者が安心できる環境を確保すること。

！ 薬局の状況に応じて、さまざまな対応が考えられるものであること。

適合表 項目2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備

規則第10条の2 第1項第2号

記載例

2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備（第1項第2号）	※該当する項目をチェックすること <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 <input checked="" type="checkbox"/> 段差のない入口を設置している。 <input type="checkbox"/> 車いすでも来局できる構造である。 <input checked="" type="checkbox"/> その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 具体的な構造（ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ）	別紙（2）のとおり
---	--------------------------------	---	-----------

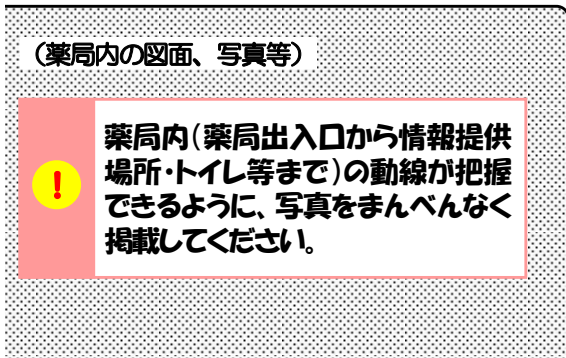
記載要領

- **構造がわかる図面、写真等を添付する。なお、配慮の内容がわかるよう、必要に応じてその旨を記載する（記述したものを添付する）。**

添付書類

（2） 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備に関する書類

（例）



別紙（2）

【図面、写真等により難しい場合は以下のように配慮している事項を記載すること】

- （例）
- 出入口に段差はなく、スロープを設置し、車いすで来局された方や足の不自由な方などに配慮しています。
 - 出入口は引き戸（自動ドア）で容易に通行できるよう配慮しています。
 - 薬局内には写真のとおり、手すりや点字ブロックを設置しています。

基準等

規則（第10条の2 第1項第2号）

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。

記載要領

- **利用者に配慮した構造**であること
 - （例1）利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置
 - （例2）入口に段差がない
 - （例3）車いすでも来局できる構造であること。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。いわゆる「バリアフリー法」）第14条第1項の規定に基づく **建築物移動等円滑化基準**も参考にすること。

◆建築物移動等円滑化基準（概要、一部抜粋）

- 廊下等：①表面は滑りにくい仕上げである ②点状ブロック等の敷設
- 便所：①車いす使用者用便房を設けている
 - (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されている (2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されている
 - ②水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けている
 - ③床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けている

！ ● **薬局の状況に応じて、さまざまな対応が考えられるものであること。**
 ● **□のない項目については、その場合の対応策を、書類に付記するなどして説明してください。また、提出の際、聞き取らせていただく場合があります。**

適合表

地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加

項目3

規則第10条の2第2項第1号

3 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加（第2項第1号）

記載例

※過去1年間に参加した会議をチェックすること

 市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議

(主催者：■■市地域包括支援センター□□)

 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議 退院時カンファレンス

(医療機関の名称：■■病院, □□病院)

 その他の会議

(具体的な会議の名称：,)

記載要領

- ・ 過去1年間に参加した地域包括ケアシステムの構築に資する会議にチェックした上で必要事項を記載する。

基準等

規則（第10条の2第2項第1号）

薬局開設者が、過去一年間（当該薬局を開設して一年に満たない薬局においては、開設から認定の申請までの期間。以下この条及び次条において同じ。）において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48第1項に規定する会議その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。）の構築に資する会議に継続的に参加させていること。

記載要領

- 地域包括ケアシステムの構築に資する会議とは、地域包括ケアシステムの構築のための、地域住民を含む地域における総合的なチーム医療・介護の活動であり、次の活動をいう。
 - ✓ 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48で規定され、市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議
 - ✓ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号で規定され、介護支援専門員が主催するサービス担当者会議
 - ✓ 地域の多職種が参加する退院時カンファレンス

国通知

- 地域連携薬局としてその役割を発揮するためには、地域における他の医療提供施設との連携体制を構築した上で、必要な情報提供などの業務に取り組むことが求められる。
- 地域包括ケアシステムの構築に資する会議に継続的に参加することを求めるものであり、参加の頻度については、地域における会議の開催状況も踏まえつつ、薬局として参加すべきものを検討した上で積極的に関わっていくこと。
- このような会議への参加が関係機関から案内されるよう、薬局の対応について他の医療提供施設や関係機関への周知等も併せて行うこと。

◆地域ケア会議（厚生労働省HPより）

- ・ 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として厚生労働省が推進しているもの。
- ・ 具体的には、地域包括支援センター等が主催。
 - 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
 - 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
 - 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

◆サービス担当者会議（「「地域ケア会議」に関するQ&A」より）

- ・ 介護支援専門員の主催により、ケアマネジメントの一環として開催するもの。効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため、利用者の状況等に関する情報を各サービス担当者等と共有するとともに、専門的な見地から意見を求め、具体的サービスの内容の検討、調整を図るものであり、その位置づけは地域ケア会議とは異なる。

国Q & A【問2】

地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加

やむを得ない場合を除いて、会議が開催されるごとに参加することが望ましい。なお、会議への参加に当たっては、単に会議を傍聴すればいいというのではなく、地域における他の医療提供施設との連携体制を構築するにあたって必要な情報を薬局から主体的に提供する等、積極的に関与する必要がある。

事例

- 地域連携薬局の認定を取得するにあたって、障壁となっている「地域包括ケアシステムに関する会議への継続的参加」。

障壁クリアに当たって

- 介護支援専門員(以下、「ケアマネージャー」という。)が主催するサービス担当者会議に参加して基準をクリアされている認定薬局が多い。

サービス担当者会議に参加したいときは？

- 患者さんの担当ケアマネージャー、利用している地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所にご連絡ください。

担当ケアマネージャー等の確認方法は？

- 患者さんの担当ケアマネージャー等が明記されたものが介護保険費保険証、医療保険費保険証及びお薬手帳と一緒に保管されているので、そこでご確認ください。

適合表

項目4

地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制

規則第10条の2第2項第2号

記載例

4	地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制（第2項第2号）
	主な連携先の医療機関 名称①：■■病院 所在地①：福山市□□町□丁目○ー○ 名称②：■■診療所 所在地②：福山市□□町□丁目○ー○

記載要領

- ・ 連携先として、**利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について随時報告及び連絡している**主な医療機関の名称及び所在地を記載する。
- ・ 医療機関は**可能な限り複数**記載する。
- ・ **医療機関の敷地内に開設している薬局においては、当該医療機関以外の医療機関も**記載する。



主な連携先の医療機関が3つ以上ある場合は、必要に応じて欄を増やして記載しても構いません。

基準等

規則（第10条の2第2項第2号）

薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。

国通知

- 地域連携薬局は、地域における在宅医療への対応や入退院時をはじめとする地域における他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携において重要な役割を担う薬局として位置づけられたものである。
- このため、地域連携薬局は、**医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者との間で随時報告及び連絡することができる体制を備えている**ことが必要である。
- 例えば以下に掲げるような体制を構築し、現に実施していることが求められる。
 - ① **ハイリスク薬等を服用する外来の利用者が地域連携薬局に来局した際に、利用者から服薬状況や副作用の発生の有無などの服薬情報を入手し、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供すること。**
 - ② **入院時には、医療機関において適切な薬学的管理を行うため、地域連携薬局が有する利用者の入院前の服薬情報等を、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供すること。**
 - ③ **退院時には、退院後に地域連携薬局が適切な薬学的管理を行うため、退院時カンファレンスに参加し、医療機関に勤務する医師、薬剤師等から入院時の服薬情報や退院後の療養上の留意点等について必要な指示・情報提供等を受けること。**
 - ④ **在宅医療を行う際には、主治医の指示等に基づいて地域連携薬局が居宅等において適切に薬学的管理を行うため、在宅における服薬状況等を適切に把握し、利用者の薬物療法等に必要となる薬剤や医療材料等の情報とともに、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供すること。**
- 地域連携薬局としては、薬局が他の医療提供施設と連携しつつ、**これらの対応が実施できることを、地域における他の医療提供施設に広く周知するとともに、薬局に来局する利用者に対して十分理解されるよう、実施できる内容の掲示や必要に応じた説明など積極的な周知を行うこと。**

国Q & A 【問3】

地域における医療機関に勤務する薬剤師に対して随時報告及び連絡することができる体制

ハイリスク薬等を服用する外来の利用者の服薬指導に関する情報提供や、退院時カンファレンスを含めた入退院時の情報連携、在宅医療における服薬状況や必要となる薬剤・医療材料に関する情報提供等の対応が実施可能であることについて、地域の医療機関に勤務する医師、薬剤師等にあらかじめ広く積極的に周知し、必要な際に速やかに連携を図ることができるようにしておく必要がある。

また、これらの報告及び連絡をするタイミングや用いる文書の様式について、地域の医療機関とあらかじめ協議しておくことが望ましい。

周知の方法としては、地域の薬剤師会や自治体等を通じて行うことが考えられる。

さらに、薬局に来局する利用者に対しても、これらの対応が実施可能なことについて十分理解されるよう、自局内の見やすい場所及び自局の外側の見やすい場所に掲示することが必要である。加えて、自局のホームページ等にも見やすく表示することが望ましい。また、情報提供や服薬指導の際に説明するといった対応を実施することも考えられる。

基準等

規則（第10条の2 第2項第3号）

薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して**月平均30回以上**報告及び連絡させた実績があること。

記載要領

- 「報告及び連絡した実績」は、過去1年間において**月平均30回以上**であること。
- 「報告及び連絡させた実績」とは、次に掲げるものであること。
 - ア 利用者の**入院**に当たって情報共有を行った実績
 - イ 医療機関からの**退院**に当たって情報共有を行った実績
 - ウ **外来**の利用者に関して医療機関と情報共有を行った実績
 - エ **居宅等**を訪問して情報提供や指導を行い、その報告書を医療機関へ提出して情報共有を行った実績
- 「報告及び連絡させた実績」とは、**次に掲げるものは含まれない**こと。
 - オ 医療機関から行われる利用者の**検査値等のみの情報提供**
 - カ 利用者の情報を含まない医療機関及び薬局の**施設等**に係る**情報提供**
 - キ 服用中の薬剤に係る**お薬手帳への記載**
 - ク 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第24条に基づく**疑義照会**
- 報告及び連絡した際の資料例として、次が挙げられる。
 - トレーシングレポート（服薬情報提供書）〈広島県版〉

国通知

- 上記ア～エについては、**いずれかのみを行うのではなく、満遍なく実施することが望ましいこと。**



上記ア～エのうち実績がないものがある場合は、その理由を明確にしておくとともに、実績はないものの医療機関に対して薬局から当該実績構築のために行っている働きかけ等の取組について申請時に説明できるようにしておいてください。

- 報告及び連絡した実績に該当するもの
 - ☞ 当該薬局の薬剤師が、服薬指導等から得られた情報を基に、処方した医師にとって薬剤の適正使用に必要な情報をとりまとめ、医療機関に勤務する薬剤師等に文書（地域情報連携ネットワーク等を含む。）を用いて提供する等、**当該薬剤師の主体的な情報収集等により、報告及び連絡したものであること。**
- 報告及び連絡に用いる文書の様式
 - ☞ 地域の医師会、薬剤師会等とあらかじめ協議されたものを用いることが望ましいこと。
- なお、当該報告及び連絡については、医療機関との連携を確保するために設けたものであり、本規定で定められた実績を達成すること自体を目的とするのではなく、**当該実績を満たした後であっても、薬剤師が医療上必要と認める場合や利用者が希望する場合等はその都度行うことが求められるものであること。**

国Q & A 【問5】

報告・連絡の実績

- 規則第10条の2 第2項第3号に規定する実績については、**調剤報酬*の算定の有無にかかわらず、情報共有を実施していれば実績とすることで差し支えない。**

※ 調剤報酬の例

- ① 利用者の入院に当たって情報共有を行った実績として「服薬情報等提供料1」、「服薬情報等提供料2」、「服薬情報等提供料3」
- ② 医療機関からの退院に当たって情報共有を行った実績として「退院時共同指導料」
- ③ 外来の利用者に関して医療機関と情報共有を行った実績として、「服用薬剤調整支援料1」、「服用薬剤調整支援料2」、服薬管理指導料における「吸入薬指導加算」、「調剤後薬剤管理指導加算」

報告及び連絡の内容等

国Q & A【問4】

報告・連絡の実績

- 利用者の服薬状況に対する当該薬局の薬剤師による主体的な情報収集及び薬学的評価を踏まえた、**処方した医師への行動提案を主とした、利用者の適切な薬物療法に資する情報**である必要がある。
 - 当該報告・連絡によって処方変更等がされていなくても実績に含めてよい。
 - 次のようなものは実績に含めないこと。
 - 単に利用者の服薬状況に問題がないことを伝える報告
 - 居宅等を訪問して薬剤を交付したことを伝える報告
 - 後発医薬品への変更調剤を伝える報告
- 報告及び連絡に用いる文書の様式に返信欄を設ける等により、その後の対応を把握するとともに、調剤録等に記録しておくことが望ましい。

報告及び連絡の事例 ①

対象の薬剤：リベルサス錠 7 m g

報告

患者本人より、リベルサス錠の増量後に食欲不振と倦怠感が生じたと伺った。

- リベルサス錠は胃内容物排出遅延による悪心や食用低下を引きおこしやすく、服用開始や増量時に発現しやすい（インタビューフォームより）
- 急激な血糖改善による低血糖症状の自覚を引き起こす可能性がある。

以上より、食欲不振と倦怠感ハリベルサス錠の増量による可能性が高いと考えます。患者本人の希望により、今回は継続して様子を見るよう伝えていきます。

提案事項：次回受診時に血糖コントロールの経過と自覚症状を確認し、リベルサス錠について 3 m g への減量をご検討いただけますと幸いです。

報告及び連絡のNG例

対象の薬剤：リベルサス錠 7 m g

報告

前回から、リベルサス錠 3 m g → 7 m g に増量されましたが、消化器症状等の自覚症状なく、飲み忘れもなく服用できているようです。血糖コントロールや副作用等について、継続して様子を見ていきます。

報告及び連絡の事例 ②

対象の薬剤：フルティフォーム125エアゾール56吸入用

報告

患者本人より、嘔声に悩んでいると伺った。

- 粒子径が小さいと嘔声発生率が少ないと言われている。粒子径が小さいのはオルベスコかキューバル。
- オルベスコは肺の中で活性型になるため嘔声発生率が低いと思われる

今回は、正しい吸入方法や、事前に喉を湿らせることを伝えていきます。

提案事項：オルベスコやキューバルへの変更をご検討いただけますと幸いです。

報告及び連絡のNG例

対象の薬剤：フルティフォーム125エアゾール56吸入用

報告

患者本人より、正しく吸入できているか不安であると伺った。正しい吸入方法について説明しました。

参考情報

◆ トレーシングレポート 様式、Q&Aなど（「一般社団法人広島県病院薬剤師会」HP）

- ・ トレーシングレポートは、「緊急を要さない（即時性の低い）情報であるが、処方医師へ情報提供した方が望ましい」と判断された情報を、処方箋発行元の薬剤部で集約し、処方医師へフィードバックし、円滑な患者情報の共有化を目指すものです。
 - ・ 作成者：（一社）広島県病院薬剤師会、（公社）広島県薬剤師会
 - ・ トレーシングレポートの受け入れ可能施設のFAX番号や、様式、運用方法、Q&Aについては、下記広島県病院薬剤師会HPで確認できます。
- ☞ <https://hshp.jp/tracingreport/>

◆ おくすり相談シート（「広島県」HP）

- ・ おくすり相談シートは、地域包括ケアシステムの中で、様々な業種の方が、患者の使用する医薬品について薬局に気軽に相談できるツールとして作成されました。
 - ・ 作成者：広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討委員会
 - ・ このシートに基づき、薬局では対応を検討し、必要に応じて医療機関に情報提供等を行い、結果をフィードバックしてください。
 - ・ 様式、運用方法については下記広島県HPで確認できます。
- ☞ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/chitaikyoutyakuhin.html>

◆ HMネット（「広島県」HP）

- ・ HMネットでは、ポータルサイトを利用した情報の照会や、「HM-Box」「TV会議システム」など様々な情報共有の機能やグループウェアがあります。

HM-Box

トレーシングレポートの送受に活用ができます。HMネット簡易ポータルサイトから利用でき、HMネットに参加しているユーザー間で一時的にファイルを共有できる機能です。相手を限定してPDF、Word、Excelなど5GBまで保管可能なので、トレーシングレポート等をリアルタイムにやりとり可能です。

他院診療情報

HMネットポータルサイトから利用でき、診療情報開示カードを持っている患者の情報を参照できます。処方医へ情報提供する際の参考にしてください。

TV会議

HMネットの高いセキュリティの中で会議資料の共有もでき、「項目3 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加」における退院時カンファレンスに活用できます。

- ・ 薬局向けのHMネット事業概要（2023.8月）は、下記で確認できます。上記機能の説明があります。

☞ https://www.hm-net.or.jp/assets/docs/pdf/overview_pharmacy.pdf

- ・ 薬局向けのHMネットに関する情報は、（公社）広島県薬剤師会HPでも確認できます。

☞ <https://www.hiroyaku.or.jp/hmnavigation/HMnet.html>

- ・ 他にも、機能やグループウェアについては下記HMネットHPで確認できます。

☞ <https://www.hm-net.or.jp/institution/function/index.php#inlink-consultation>

◆ 患者入退院時における薬局薬剤師との連携に係るアンケート調査

- ・ 薬局の連携先である病院薬剤部門に対し、「薬薬連携」の実施状況等をアンケート調査しました。
 - ・ 調査対象：三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町及び神石高原町に所在地のある病院薬剤部門
 - ・ 調査結果は右記QRコードから確認できます。
- ☞ (東部保健所福山支所HP内 薬薬連携関連情報)



適合表

他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制

項目6

規則第10条の2第2項第4号

記載例

6	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制（第2項第4号） 利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）を添付	別紙（4）のとおり
---	--	-----------

記載要領

- 他の薬局に対して利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）を添付する。

添付書類

(4) 他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制に関する書類

(例)

第7章 他施設との連携
1 情報の提供
(1) 情報の内容
ア 医薬品情報の提供
・入退院時処方（現に使用して）
・一包化など調剤上の工夫
・過去の医薬品使用歴
・服薬期間の管理が必要な医薬品
イ 患者情報の提供
・アレルギー歴、副作用歴、使用禁忌医薬品等
・コンプライアンスの状況等
(2) 情報提供の手段
2 他施設からの問い合わせ等に関する
(1) 他施設及び薬局への問い合わせ
(2) 他施設及び薬局からの問い合わせ

別紙（4）
医薬品の安全使用のための業務手順書

目 次

第7章 他施設との連携
1 情報の提供
(1) 情報の内容
(2) 情報提供の手段
2 他施設からの問い合わせ等に関する体制整備
(1) 他施設及び薬局への問い合わせ

基準等

規則（第10条の2第2項第4号）

薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。

記載要領

- 地域における他の薬局に対して利用者の薬剤等（要指導医薬品及び一般用医薬品を含む。以下同じ。）の
 - ✓ 薬剤服用歴
 - ✓ 残薬などの服薬状況
 - ✓ 副作用の発生状況
 等に関する情報を報告及び連絡することが求められるため、その方法等を明確にしておくこと。

国通知

- 例えば、地域連携薬局をかかりつけの薬剤師のいる薬局としている利用者が、他の薬局を利用した際に、当該利用者からの同意の下で当該他の薬局からの求めに応じ、当該利用者の薬剤等の適正使用に必要な情報を地域連携薬局から当該他の薬局に情報提供する場合が想定される。

適合表

項目7

開店時間外の相談に対応する体制

規則第10条の2第3項第1号

記載例

7	開店時間外の相談に対応する体制（第3項第1号）		
	開店時間	例	平日（月～金曜日） 9：00～18：00 土曜日 9：00～13：00 日祝日 休み
	相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 ※該当する項目をチェックすること		別紙（5-1, 5-2） のとおり
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書により交付 <input checked="" type="checkbox"/> 薬袋に記入		

記載要領

- ・ 「開店時間」は薬局開設許可申請時等における情報を記載する。
- ・ 「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」については、薬局で用いている利用者に交付する**文書**、連絡先等が記載された**薬袋**等の**例**を添付する。

添付書類

(5) 開店時間外に相談できる連絡先や注意事項等の周知方法に関する書類

(例)

※薬袋の下部に開店時間外も対応が可能である旨記載し、服薬指導等の際に説明しています。

別紙（5-2）

別紙（5-1）

ご利用者のみなさまへ ※服薬指導等の際に当該文書を利用者にお渡しし説明しています。

おくすり 様

開店時間外の相談受付についてのお知らせ

薬局では、.....

!

該当部分の切り抜きのみではなく、文書全体がわかるように添付してください。

.....

【開店時間外の相談受付】

TEL XXX-XXX-XXXX

■■■薬局

●●市●●町X-X
TEL XXX-XXX-XXXX
FAX XXX-XXX-XXXX

◀開店時間外の相談受付はこちら▶
TEL XXX-XXX-XXXX

薬剤師

基準等

規則（第10条の2第3項第1号）

開店時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。

国通知

- 利用者から電話相談等があった場合には、**開店時間外であっても薬局で相談等を受けられる体制**を求めているものである。
- 利用者のかかりつけの薬剤師がいる場合には、かかりつけの薬剤師（かかりつけの薬剤師が対応できない時間帯である場合は、薬局において当該かかりつけの薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。）が対応すること。また、当該相談内容の必要な事項については、調剤録に記載すること。
- 利用者又はその家族等に対しては、**当該薬局の薬剤師に直接相談できる連絡先、注意事項等について事前に説明すること**。また、当該内容については、**文書により交付すること又は薬袋へ記載すること**。